

令和8年本宮市教育委員会5月定例会会議録

1 日 時 令和8年5月20日（水）午後1時10分～午後2時12分

2 場 所 本宮市役所 3階 常任委員会室

3 出席委員 教 育 長 大 内 順 一
 教育長職務代理人（1番） 谷 明 子
 委 員（2番） 古 宮 博 文
 委 員（3番） 遠 藤 傳一郎
 委 員（4番） 佐 藤 卓 也

4 出席職員 教育部長 遠藤 勝夫
 生涯学習部長 石橋 淳
 参事兼管理主事兼指導主事 小林 真一
 上席参事兼まゆみ保育所長 遠藤 道子
 参事兼生涯学習課長 野内 保広
 参事兼教育総務課長 遠藤 智顕
 参事兼しらさわ図書館長 柳沼 志津子
 幼保学校課長 森川 福子
 国際交流課長 杉村 裕恵
 指導主事 浜本 貴洋
 （書記）教育総務課総務係長 鈴木 和英

5 傍聴人 なし

6 案 件

- 議案第 24 号 本宮市教育事務評価委員の委嘱について（非公開）
- 議案第 25 号 本宮市立図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 本宮市しらさわグリーンパーク条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 本宮市しらさわグリーンパーク条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 28 号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 29 号 本宮市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 30 号 本宮市教育委員会職務権限規程及び本宮市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 31 号 学校統廃合等の検討を開始する目安について

議案第 32 号	令和8年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第1号)について
報告第 39 号	本宮市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について
報告第 40 号	令和8年度児童生徒数・学級数について
報告第 41 号	令和8年度本宮市教職員研修会について
報告第 42 号	「未来へつなげるもとみや英国訪問団 2026」派遣について
報告第 43 号	歴史民俗資料館本館の今後の利活用について

7 審議経過

【午後1時10分開会】

◇教育長 それでは、定刻となりました。

ただいまから、教育委員会5月定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

◇教育長 会議録署名委員の指名を行います。今回は、2番委員と3番委員にお願いいたします。

本日の議案第24号は人事案件になりますので、非公開とさせていただきますが、傍聴者がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

◎議案第24号 本宮市教育事務評価委員の委嘱について

〔非公開〕

◎議案第25号 本宮市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

◇教育長 議案第25号 本宮市立図書館条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 〔議案第25号を朗読〕

◇教育長 生涯学習部参事。

◇参事兼しらさわ図書館長 議案第25号 本宮市立図書館条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案第25号の2をご覧ください。

本宮市立しらさわ夢図書館は市内唯一の施設であり、多くの市民の皆様にも親しまれる施設となりました。本宮市誕生20周年を契機に、しらさわをもとみやに変更することで、本宮市の施設であることを明確化し、福島のへそのまちもとみやのさらなる魅力発信と利用者、集客の増加につなげるために改正するものでございます。

本宮市立図書館条例について、第2条1項の表中の名称について、改正前は本宮市立しらさわ夢図書館としておりましたが、名称変更により本宮市立もとみや夢図書館といたします。また、2項中の分室を分館として、中央公民館図書室を本宮市立もとみや夢図書館の分館として位置づけを行

いたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第25号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第25号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第25号は承認することに決します。



◎議案第26号 本宮市しらさわグリーンパーク条例の一部を改正する条例制定について

◇教育長 議案第26号 本宮市しらさわグリーンパーク条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 〔議案第26号を朗読〕

◇教育長 生涯学習部長。

◇生涯学習部長 それでは、議案第26号資料をご覧いただきたいと思います。

4月の定例会におきまして、しらさわグリーンパークの名称変更につきましてご説明をさせていただきましたが、こちらも夢図書館と同様ですが、本宮市誕生20周年を契機に、しらさわから、もとみやに名称変更しまして、本宮市の施設であることを市内外にPRしまして、魅力発信と利用者及び集客の増加につなげるため、条例を一部改正するものでございます。

グリーンパークにつきましては野球場とサッカー場より構成されておりますが、野球場をグリーンパークスタジアム、サッカー場をグリーンパークフィールドに変更してまいります。

また、この条例につきましては、20周年を迎えます令和9年1月1日から施行するものいたします。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

◇教育長 それでは、議案第26号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第26号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第26号は承認することに決します。



◎議案第27号 本宮市しらさわグリーンパーク条例施行規則の一部を改正する規則制定について

◇教育長 議案第27号 本宮市しらさわグリーンパーク条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第27号を朗読]

◇教育長 生涯学習部長。

◇生涯学習部長 それでは、議案第27号の資料をご覧いただきたいと思います。

本宮市しらさわグリーンパーク条例の一部改正に合わせまして、関係する本宮市しらさわグリーンパーク条例施行規則の一部を改正するものであります。

こちら令和9年1月1日から施行をするものでございます。

説明は以上とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第27号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第27号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第27号は承認することに決めます。



◎議案第28号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

◇教育長 議案第28号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第28号を朗読]

◇教育長 教育部参事。

◇参事兼教育総務課長 それでは、議案第28号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。議案書の資料をお開き願います。

この改正につきましては、係る条例の改正に基づき、説明を記載のとおり改正するものでございます。

なお、この改正につきましては、6月議会へ上程する関係条例の議決、公布をもって効力をなすものでございます。

以上で説明を終わります。

◇教育長 それでは、議案第28号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第28号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第28号は承認することに決めます。



◎議案第29号 本宮市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

◇教育長 議案第29号 本宮市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第29号を朗読]

◇教育長 生涯学習部参事。

◇参事兼しらさわ図書館長 議案第29号 本宮市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。議案第29号の2をご覧ください。

先ほど説明させていただきました議案第25号 本宮市立図書館条例の一部を変更するに伴いまして、本宮市立図書館条例施行規則第15条、視聴覚室の利用について、当該名称の変更及び図書館視聴覚室の申請書の名称部分を変更するものでございます。

なお、この規則は令和9年1月1日から施行するものとさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第29号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第29号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第29号は承認することに決めます。



◎議案第30号 本宮市教育委員会職務権限規程及び本宮市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

◇教育長 議案第30号 本宮市教育委員会職務権限規程及び本宮市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 [議案第30号を朗読]

◇教育長 教育部参事。

◇参事兼教育総務課長 それでは、議案第30号の資料をお開き願います。

こちらの改正につきましても、関係条例改正に基づき、規約の役職名と係る公印の改廃を行うものでございます。

なお、こちらの改正につきましても、6月議会で上程を予定しております関係条例の議決、公布をもって効力をなすものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第30号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第30号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第30号は承認することに決めます。

◇議案第31号 学校統廃合等の検討を開始する目安について

◇教育長 議案第31号 学校統廃合等の検討を開始する目安について説明をお願いします。

総務係長。

◇書記 〔議案第31号を朗読〕

◇教育長 教育部参事。

◇参事兼教育総務課長 それでは、議案第31号 学校統廃合等の検討を開始する目安についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、前回の協議会におきまして、学校統廃合等の検討を開始する基準となる目安について、国のガイドラインや各自治体の事例、市内児童・生徒数の推移などをご覧いただきながら、ご意見を頂戴し、次回定例会において提案させていただくこととしておりました。

本議案につきましては、学校統廃合等の検討を開始する目安についてのご提案としての性質上、教育委員会内の内規的な取扱いとさせていただきたいと考えております。

それでは、資料の2をご覧ください。

こちらにつきましては、目安を4項目といたしまして、いずれかに該当する場合とさせていただく内容でのご提案とさせていただきます。

まず1つ目は、小学校または中学校で完全複式学級の編成が見込まれる場合。2つ目は、小学校、これは主に中学校区単位となります。また、複数の中学校の組合せで学年の児童・生徒数合計が1学級編成基準以下になることが見込まれる場合。3つ目は、地元住民や保護者などからなる団体の長の方から統合などについての要望があるとき。4つ目は、その他、教育委員会、市長が必要と認めるときといたしまして、整理させていただきました。

併せて、特記事項、留意点といたしまして、目安該当が即統廃合することではなく、検討を開始する目安のスタートラインとする点、統廃合の検討を行うためには指針とする基本方針策定が必要で、実際検討を行う場合は基本方針に基づき行っていくことなどを明記させていただきました。

次に、資料の3をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、検討開始までの流れの概略図となります。

今回、目安を策定した後、検討の指針とする基本方針策定の検討委員会を立ち上げ、基本方針をまとめ、もし将来、目安に該当し、検討を開始する場合に備えるものでございます。

次に、資料の4をお開き願います。

こちらにつきましては、今後の学校規模の推計となります。学校規模に当たる児童・生徒数、学級数について、現時点での就学前人数と在籍児童・生徒数から推計できるよう状況を整理いたしました。

まず、1つ目の完全複式化については当面見込まれませんが、2つ目の中学校区学校間組合せの学年人数では、学級編成基準以下の人数が見込まれます。または、可能性が想定される状況が見込まれます。

資料の5ページ目ですが、令和7年度生まれのお子さんが小学校に入学する年度となる令和14年度推計では、白沢地区小学校の全学年で、学校間組合せ人数で福島県学年編成の基準となる30人や33人以下となることが推計される状況です。ただし、推計では人口動態による変動は加味し

ておりません。傾向としては、つかめる数字ではあると考えております。

今後は、基本方針を策定することも必要になると考えておりますが、状況をしっかり分析した上で適切な時期を捉え、教育委員の皆様と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上、説明を終わります。

◇教育長 それでは、議案第31号に対する質疑を行います。

遠藤委員。

◇3番委員 本日、机に置いてあった冊子に、公立小・中学校の適正規模の記事がありまして、学校教育法施行規則第41条、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態、その他により特別な事情があるときはこの限りではないと。小学校では少なくとも12学級以上、中学校では教科担任制を考えれば9学級以上が望ましいと記載されています。この内容を前提とした議論でよろしいですか。

◇教育長 教育部長。

◇教育部長 今回につきましては、ただいま遠藤委員から説明した考え方に基づいております。今回、資料の1ページ目の下の表を掲げさせていただきました。学級編成の基準につきましては、国の基準と、あと福島県の学級編成の基準というもの、両方を並べておりますが、基本は福島県の学級編成基準に沿った形の中で、案に掲げましたような条件に合致した場合には、検討を開始させていただきたい内容でご提案させていただいたものでございます。

◇教育長 遠藤委員。

◇3番委員 色々なデータがあるかと思いますが、本市では白沢地区の3小学校から中学校に入学しても、2クラスになるのも難しい状況ですか。あと、他の中学校も3クラスになるのが難しい状況だから、本市の実態で議論していかなくてなりませんね。国で示しているのは、一つの目安と捉え、地域実態に応じて検討していく。そういうことですね。分かりました。

◇教育長 国で示している学年で複数学級が好ましいというのは、小学校の場合は12学級以上と話をしております。複数学級があることによって、クラス替えを行え、子供たちの関係性を広げることができるメリットがあることですが、実際、この12学級以上で18学級未満という学校は多分、現在、全国的にも半分もないような状態かと思えます。四十何%、数値ははっきりしていませんが、そのような現状であります。

だからといって、すぐに統合できるかは、なかなか難しいので、基本的には地域の実態に応じてといったような言い方を文科省はしておりますので、本当であれば12学級以上であれば、学校としては適正と申しますか、適当な状態にあると言ってもいいかと思えますが、全国的な傾向ですが、現状では、なかなかそうはいかない状況になっているかと思えます。

佐藤委員。

◇4番委員 人口減少など、この時代の流れで、統廃合の流れは避けられない問題であると思えます。また、学校生活の中で子供たちが学校で学ぶだけではなくて、集団生活を通して様々な環境下において、その経験することは学校に非常に大きな意義があることかなと思えます。

一方で懸念されるのは、今、統合というタイミングの中で、そのときの在校生の影響が懸念されるかなと思えます。保護者の立場で申しますと、非常に心配な部分があるかなと思えました。環境が大幅に変わって学校に行きづらくなり、そういったところへ十分な配慮が必要であると考えます。

和田小学校において、かなり人数が少ないという現状で、このデータを見ると、令和8年の15名のうち5名が特別支援学級の児童であります。これは障害など、普通のクラスで学ぶことが難し

い認識なのでしょうか。余計に配慮が必要ではないかと思えます。なので、数値的な部分だけではなく、そういった保護者や地域の理解といったことを数値以外の部分で、今後どのように理解を求めていくかが必要になってくるのかと思えます。

かといって、この状況のまま運営を続けていくことは、なかなか人数的にも難しいという状況で、統合するかしらないかという選択肢、この二択だと思いますが、例えば、かなり小さいコミュニティの中での学校で、先進的な形で運営している学校など、何かモデルケースになっているようなところがあれば教えていただきたいと思えます。

その中での選択肢として、例えば統合するとか、しないとか。もう一つの選択肢として、将来的な話なのかもしれませんが、選択肢が1つ増えることによって、色々な形で環境や地域づくりに寄与されるのかなと考えました。こちら意見でした。

◇教育長 ありがとうございます。

教育部長。

◇教育部長 ただいま佐藤委員からご提案いただきましたように、今回、目安として4項目ほどご提案させていただきました。上の2つについては、それぞれの地区の出生を基に、データを掲げさせていただきましたが、実際、子供の数の目安でもって、その条件が実際に起こった際に検討を開始するのが上の2つの要件です。

こちらにつきましては、要件が実際生じ、直ちに統廃合に向けた結論を出さなくてはならないということではなくて、実際、統廃合までに、例えば5年間程度の期間を設けた中での十分な地域との意見交換や統合した場合の学校等に求められる特色などについて検討する時間がしっかりと確保ができるなど、そういったプロセスになってくるのかなと感じております。

その一方で、下の2つ、住民や保護者の方々からなる団体の長の皆さんから、この統合などについて必要であると地域の意見があった場合については、例えば機械的なものではなく、やはり地域の実情というものを、より行政として膝を交えながら、今後の学校のあるべき姿を探っていくか、それとも行わないのかという議論がなされるように私たちも十分配慮しながら進めていきたいと感じております。

ただ、現時点におきましては、先進事例という部分で皆さんにご紹介できるような事案というものを持ち合わせておりませんので、今後の議論の中で、皆さんの理解を得られるような情報をしっかり集めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

◇教育長 その他、ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

◇教育長 それでは、打ち切って採決することに異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第31号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第31号は承認することに決めます。

◇
◎議案第32号 令和8年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第1号）について

◇**教育長** 議案第32号 令和8年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第1号）について説明をお願いします。

総務係長。

◇**書記** 〔議案第32号を朗読〕

◇**教育長** 教育部参事。

◇**参事兼教育総務課長** それでは、議案第32号の教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、教育総務課より順にご説明申し上げます。

要求書の資料は7ページ目をお開き願います。

こちらにつきましては、小学校施設維持管理事業、備品購入費でございますが、本宮小学校体育館ステージ幕に破れなどが生じているため、これを更新するための予算でございます。学習発表会までには更新しまして、きれいな状態で実施してもらいたいと考える計画で進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

小学校空調設備整備事業、設計委託料につきましては、現在、準備を進めております中学校体育館への空調整備後、小学校体育館へ空調の整備を進めるための実施設計業務委託料となります。また、空調整備に併せまして、体育館照明のLED化がされていない学校についての実実施設計も行い、必要電力の確保と施設の省エネルギー化を進める考えでございます。

工事につきましては、実施設計を今年度内に完了させまして、次年度中の工事完了を図りたいと考えてございます。

続きまして、11ページ目をお開き願います。

中学校空調設備整備事業、委託料と工事請負費につきましては、昨年度補正予算により実施設計を進めてまいりました中学校体育館への空調整備に係る予算となります。設置する機器の仕様につきましては、体育館に最も適した機器としまして、総合体育館と同じ天吊り型を採用し、夏の高温時はアリーナ場の空間温度を28度以下に確保できる仕様として、設置台数と規格を設計してございます。

設置位置については、運動やスポーツ競技において支障が生じないように、高さ2.5メートル以上を考えております。

工事は年度内完成を計画しており、利用しながら施工とはなりますが、工区分けするなどして、体育館利用になるべく支障が生じないように進めてまいりたいと考えております。

以上、教育総務課が所管いたします予算の内容説明とさせていただきます。

◇**教育長** 幼保学校課長。

◇**幼保学校課長** それでは、続きまして、幼保学校課が所管します議案第32号 一般会計補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

資料は、タブレット12ページ、13ページをご覧ください。

こども誰でも通園事業でございますが、市内在住の児童が市外の保育施設のこども誰でも通園を利用した場合に、国の法定価格に基づきまして、施設に対して給付費を支払うための経費を補正するものでございます。

続いて、資料の22、23ページをご覧くださいと思います。

学校給食費支援事業でございますが、本宮市に住所がある児童が市外の特別支援学校に在籍する7名の生徒の保護者に対しまして、学校給食費を補助することにより保護者の経済的負担を軽減す

るため、特別支援学校給食費補助金として補正するものであります。

以上2件、幼保学校課が所管いたしました補正の内容となります。

◇教育長 生涯学習部参事。

◇参事兼生涯学習課長 それでは、生涯学習課が所管いたします議案第32号 一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

タブレット15ページをご覧ください。

サンライズもとみや空調設備更新工事でございます。サンライズもとみや空調設備工事につきましては、当初予算で要求をしてございましたが、その後の再積算を行った結果、工事内容に電気工事分が含まれておらず、予算不足が判明いたしました。あわせて、新たに機器の見直しを行いまして、改めて不足分を要求するものでございます。

今後の対応としましては、空調設備更新工事ということで、当初は夏期までに完成する計画をしてございました。今回の予算不足で大変、利用者の皆様にはご迷惑をおかけすることになります。予算確定後、発注となりますので、完成は10月頃を予定してございます。

特に夏期の利用につきましては、過去の実績から各団体の利用は、さほど多くはありませんが、今後は利用団体について、別な会議室1や中央公民館、あとモコステーションの利用案内をしまして、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、タブレット25ページをご覧ください。

スポーツ振興団体の支援事業の補助金でございます。まず、市町村対抗ソフトボールチームにつきまして、令和8年度当初予算で要求をしてございましたが、ソフトボールチームの監督より、ユニホームのサイズが合わない選手が三、四名程度おり、追加作成の依頼がございましたが、現行のユニホームは令和3年度に作成をしてございまして、6年が経過しているところでございます。

当初は来年度で更新を予定していましたが、部内協議の結果、市の代表でもございますので、ぜひ気持ちよくプレーをしていただくように1年前倒しして購入をたく、本宮市スポーツ協会の補助金を増額して、購入する形で予算を要求しているものでございます。

併せて、市町村対抗のゴルフ大会の本宮市選抜チームにつきましても、本宮ゴルフ協会より、福島県の市町村対抗ゴルフ大会で本宮市の代表メンバーが着用いたしますブレザー用に、本宮市チームのエンブレムの作成要望がありました。やはり本宮市の代表として、実力を十分に発揮していただくためにも、要望に対応してエンブレムの作成をするものでございます。

このエンブレムにつきましても、ユニホームと同様、本宮市スポーツ協会に補助金として支出をしまして、協会にて購入する形で計画をしてございます。

以上、生涯学習課が所管いたします補正予算の説明とさせていただきます。

◇教育長 生涯学習部長。

◇生涯学習部長 それでは、今の生涯学習課の説明にありました、サンライズもとみやの2階の会議室のエアコンの予算不足ですが、まず、こちらについては委員の皆様に対しまして、不適切な当初予算の計上ということで、おわびを申し上げたいと思っております。

本来であれば、7月までに完成させ、夏の利用に併せて更新工事を行っていく目標が、このたびの予算の見積りの誤りからの不足が生じてしまい、秋口10月まで工期が延びてしまう事態になってしまいました。

こちらにつきましては、もう一回、議会に補正予算として提出するに当たり、議会にもしっかりとおわびを申し上げて、補正予算をお願いしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い

をしたいと思えます。

私からは、文化課長、松本次長がB&Gの東北ブロック協会の総会に出席しており、不在としておりますので、私から、資料20ページのグリーンパーク野球場関係の名称変更に伴う予算についてご説明をさせていただきたいと思えます。

21ページになりますが、グリーンパーク野球場がもとみやグリーンパークスタジアムとなることによりまして、グリーンパーク野球場玄関上の標記を改修する工事が必要となっております。

また、市内、特に白沢地区の市道の看板の表記がございまして、しらさわグリーンパークの表記をもとみやグリーンパークに改める。また、これから夢図書館の名称変更もございまして、そちらも併せて、しらさわ夢図書館をもとみや夢図書館と看板の修正を予定してございまして。

おおよそ20か所、大きさは様々になりますが、条例では来年1月1日から名称変更を進めており、逆算しまして、大体12月の設置完了を目指し発注していきたいと考えてございまして。

説明は以上になります。よろしくお願ひします。

◇教育長 生涯学習部参事。

◇参事兼しらさわ図書館長 生涯学習部文化課の所管する令和8年度6月補正予算のうち、図書館に係る部分について説明をさせていただきます。

要求書は16ページからになります。

主だったものは2つでございまして。図書館の名称変更に伴う諸経費の計上、それから企業版ふるさと納税の寄附活用による計上でございまして。

名称変更に伴って必要と考えられるものとして3つございまして。

17ページでございまして、スタッフ用のエプロンの更新、それからジャンパーの作成の内容です。こちらは現在、名称が入っているものですので、新名称を入れることで図書館内外に新名称の周知を図ってまいりたいと考えております。

2つ目は利用案内でございまして、こちらは19ページにございまして。現在の利用しているものを基にしながら施設の写真の入替えや名称の変更を行いまして、リニューアルしたものを皆さんに配布できるように準備したいと考えております。

もう一つですが、施設入口の名称看板の取替え設置工事です。こちらは入口の上にございまして館名が書かれた看板及び入口付近にございまして利用案内板についても、名称を変更したものを新たに作成し、設置してまいりたいと考えております。

もう一つ、企業版ふるさと納税につきましては、16ページのところにございまして、企業版ふるさと納税の寄附金といたしまして115万円頂戴いたしました。この使い道といたしまして、昨年度からオープンいたしましたもとみや電子夢図書館のコンテンツ購入に充てさせていただきたいと考えてございまして。

内容については、市内の子供たちが将来の職業選択の参考となるキャリア教育やキャリア支援のもの、先人の生き方を知ることができる人生訓や伝記、それから将来の人生設計に備えて、お金や経済などの金融教育に関するコンテンツなどを中心にそろえて、提供してまいりたいと思えます。

予算措置としては17ページ、電子書籍コンテンツ利用料に記載してございまして、115万1,000円を計上いたしました。購入予定数は約200点で、期限のない無期限コンテンツを購入する予定でございまして。

以上、図書館の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◇教育長 それでは、議案第32号に対する質疑を行います。

古宮委員。

◇2番委員 予算の金額が一部入っていない項目がありますが、これはどういった理由なのか教えてくださいいただけますか。

◇教育長 教育部参事。

◇参事兼教育総務課長 金額を伏せております内容につきましては、今後、入札等が絡む事案でありますので、金額につきましては資料上割愛させていただきます。

◇2番委員 了解しました。

◇教育長 ほかはよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

◇教育長 それでは、質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第32号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第32号は承認することに決めます。

◇

◎報告第39号 本宮市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給要綱の一部を改正する告示の制定について

◇教育長 次に、報告事項になります。

報告第39号 本宮市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について説明をお願いします。

幼保学校課長。

◇幼保学校課長 報告第39号 本宮市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の資料をご覧ください。

こちらにつきましては、国の補助単価の一部見直しがあったため、国基準に合わせまして改正に至ったもので、ご報告申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。

国の単価に合わせまして、新入学児童・生徒学用品費及び新入学準備金の支給額の年額を小学校が5万7,060円から6万4,300円に、中学校の金額を6万3,000円から8万1,000円にそれぞれ引き上げる改正を行ったものです。

また、今年度の1回目の支給は、例年どおり8月に支給を予定しているところであります。

説明は以上になります。

◇教育長 それでは、報告第39号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◇

◎報告第40号 令和8年度児童生徒数・学級数について

◇教育長 次に、報告第40号 令和8年度児童生徒数・学級数について説明をお願いします。

教育部参事。

◇参事兼管理主事兼指導主事 では、報告第40号 令和8年度児童生徒数・学級数、教職員数をご

報告申し上げます。

報告第40号のデータをご覧ください。

1ページが小学校、2ページが中学校、3ページが市全体となります。

前年度比で申し上げます。3ページをご覧ください。

市内小学校児童数は昨年度と同じ児童数です。学級数は3学級増加しました。これは通常学級が1学級減、特別支援学級が4学級増加したためです。

続いて、市内中学校の生徒数も昨年度と同じ生徒数となります。学級数も昨年度と同じ数となります。

以上です。

◇教育長 それでは、報告第40号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◎報告第41号 令和8年度本宮市教職員研修会について

◇教育長 次に、報告第41号 令和8年度本宮市教職員研修会について説明をお願いします。

教育部参事。

◇参事兼管理主事兼指導主事 報告第41号 令和8年度本宮市教職員研修について申し上げます。

報告第41号のデータをお開きください。

市内フィールドワーク研修、中堅教員研修、ニーズ研修の3事業を例年どおり実施する予定です。よろしく申し上げます。

以上です。

◇教育長 それでは、報告第41号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◎報告第42号 「未来へつなげるもとみや英国訪問団2026」派遣について

◇教育長 次に、報告第42号 「未来へつなげるもとみや英国訪問団2026」派遣について説明をお願いします。

国際交流課長。

◇国際交流課長 それでは、報告第42号 「未来へつなげるもとみや英国訪問団2026」派遣についてご説明します。

報告第42号の資料をお開きください。

未来を担う子供たち、中学校3年生を英国へ派遣し、関係機関への親善活動や現地の子供たちとの交流を通して、国際性豊かな人材育成を図ることを目的として実施するものです。

中学生31名から申込みがあり、作文、面接による審査を経て、先回の教育委員協議会にて参加生徒15名を最終的決定いただきました。今年度は本宮第一中学校、第二中学校、白沢中学校から各校5名の参加となりました。

実施時期は6月27日から7月3日までの5泊7日で、参加者は市内中学3年生15名と団長に市長、副団長に市議会議長のほか、国際交流員を含む市職員6名、計23名での訪問を予定しております。なお、訪問団名簿一覧は次ページに記載しておりますので、ご一読ください。

活動内容はケンジントン&チェルシー王室特別区役所とホランド・パーク福島庭園への訪問、ケンジントン宮殿など、王室特別区内の名所を視察します。また、在英国日本国大使館への訪問、ロンドン大学での聴講、ダヴェナント・ファウンデーション・スクールとの生徒間交流を計画しております。今年度は、特にケンジントン&チェルシー王室特別区を深く知ることにより、英国交流の二つの要である王室特別区とダヴェナント校について、改めて市全体に共有を図る機会にしたいと考えております。

現在、準備を進めており、訪問までに事前説明会、学習会を実施し、結団式を経て英国訪問に臨みます。帰国後は解団式や知事表敬訪問、各学校での訪問活動発表会など、成果を報告し、共有を進めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第42号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◇

◎報告第43号 歴史民俗資料館本館の今後の利活用について

◇教育長 次に、報告第43号 歴史民俗資料館本館の今後の利活用について説明をお願いします。
生涯学習部長。

◇生涯学習部長 それでは、報告第43号資料をご覧くださいと思います。

歴史民俗資料館本館の今後の利活用についてであります。

4月定例会におきまして、委員の皆様にご依頼させていただきました歴史民俗資料館本館の今後の利活用につきまして、ご意見をいただきまして大変ありがとうございました。委員の皆様からのご意見については、資料記載のとおりでございますが、主なご意見につきましてご紹介をさせていただきます。

まず、谷職務代理者からは、1つに、普通の賃貸ではなく、週貸し店舗や1日貸し店舗など、低家賃で借りられる形態もよいのではないかと。2つに、レンタルワーキングスペースやシェアオフィス、Wi-Fiを入れて気軽に借りられるスペースなど、1階、2階の利用法を1つで考えるのではなく、幾つかの組合せで考えるのがよいのかと思います。といった意見をいただいております。

次に古宮委員からは、1つに、農商教連携を推進し、地域の魅力創出の拠点となる事業を行ってはどうか。2つに、耐震化をした上で飲食可能なスペースをつくり、1階を本宮高校生発案のハンバーガーの販売拠点とする。その他、軽食やスイーツ、飲物なども販売し、2階を飲食スペースとして、壁などには本宮市の古い地図などを展示し、旧歴史民俗資料館の趣を一部に残しておく等の意見をいただいております。

遠藤委員からは、1つに、文化財調査委員会の答申は尊重しなければと思いますが、保存活用については多額の予算が必要なことから、歴史的価値等を多方面から検証し、多額の費用をかけてこのようなものを残してどうするのか。と言われることのないよう、他市町村の事例等も参考に教育委員会として納得がいく検討が必要である。2つに、その上で保存活用ということであれば、市民にとっても市当局にも不便な位置にある生涯学習部を中央公民館の図書室の位置に移転し、図書室は夢図書館の分館として、歴史民俗資料館本館を改装、移転し、町なか雰囲気のある図書室に変身させたらどうかなどの意見が上げられております。

佐藤委員からは、1つに、本市の歴史文化を伝える重要な施設である一方、現状においては展示、

見学機能にとどまり、活用の広がりによって課題が見受けられる。今後は、施設の価値を最大限に生かすため、教育、交流、地域活性の観点から再定義が求められる。2つに、本施設を従来の展示を中心とした施設から、学びを起点に新たな価値を生み出す拠点に転換することを基本方針とし、本施設について歴史を学ぶ場から、歴史を起点に考え、発信し、実践する場へと進化させる等の意見をいただいております。

今後、歴史民俗資料館の利活用の検討につきまして、委員の皆様からいただきました貴重なご意見を参考としまして、教育委員会としての検討を次回以降、進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様にはご理解をいただきたくよろしくお願いしたいと思います。

このたびは、期間のない中で意見をいただきまして、大変ありがとうございました。本日は委員の皆様からのご意見のご紹介とさせていただきます。

以上です。

◇教育長 報告第43号に対する質疑を行います。

谷委員。

◇1番委員 今回、どのような利用方法と申しますか、問題の提起だったので、このような形でお答えしましたが、私は何年か前から、初めから壊したらよいのではないかとの意見は持っております。

遠藤委員がおっしゃるように、あれは大正時代の建物だと思いますが、市内では多分一番古い建物で、市内の中では歴史的な雰囲気を残すものということで価値があるということだと思いますが、では客観的に見て本当に価値があるものなのか。私が提案した多数の人が立ち寄るような形に耐震をクリアして開くということになれば、相当額のお金がかかるのは間違いないと思います。

今回は、単純なアイデアを幾つか出させていただきましたが、遠藤委員さんがおっしゃるように、残さない検討というのも同時に必要じゃないかと思います。

◇教育長 生涯学習部長。

◇生涯学習部長 答申では残したほうが良いとの反応でございますが、谷職務代理からもありましたし、遠藤委員からもご意見をいただいておりますので、そういった部分を教育委員会でもっと協議をいたしまして、やっぱり核心に迫る部分に触れずにはいけないと思いますので、それを教育委員会で意見を出していただいて、最終的な方針を示していきたいと思いますので、今後、なかなか難しい部分も出てくるかと思いますが、教育委員会として意見を出して、私的には総合教育会議等で市当局、市長とも最終的に協議をしてきたいと思います。答申は答申であります。教育委員会としての意見も出していきたいと考えておりますので、残すといった答申があったから残すと決まったわけではないと思いますので、その辺も教育委員会として議論を深める必要があると私は感じておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

◇教育長 遠藤委員。

◇3番委員 文化財調査委員会の答申が先月の教育委員会に提案されましたが、事務局としては、どのような考えで答申を書いたのでしょうか。その点について知りたいのですが。歴史的建築物ですが、職務代理者もおっしゃられているように、残す価値があるのかどうかと。市民の方々も言っているのを聞きますし、私も意見として書きましたが、もう古くなってしまっていると言っている方もいらっしゃいます。ですが、古いものを残していく考え方もあります。郡山市でも合庁を残そうなんていう運動を盛んにやっているようです。

この歴史民俗資料館は立派なものですよとか、歴史的価値がありますよとか、歴史的建造物を研究している方々からのコメントをもらっているとか、そういう背景というのはありますか。そうい

うことを聞き当たったとか、そういうことを踏まえて文化財調査委員会に答申したのかどうか。ただ真っ白な状況で答申して意見を頂いて、最大公約数で集約した意見なのでしょうか。その辺を確認しておきたいと思います。

◇教育長 生涯学習部長。

◇生涯学習部長 大変申し訳ありませんが、私、今回資料を持ち合わせていないということと、当時の協議の経過を把握しておりませんので、次回にその背景を調べまして、ポイントを絞りましてご回答させていただければと思います。申し訳ないです。

◇3番委員 その答申も答申の仕方によって、集約した意見が変わってくるかと思しますので、文化財調査委員会の方々がどのような議論の中で意見を集約したのか、我々も尊重しなければならないという立場なので、経過もよく踏まえておきたいと思いました。

◇教育長 よろしいですか。

そのほかございますか。

[発言する人なし]

◇教育長 では、質疑を打ち切らせていただきます。

◇
◎その他

◇教育長 次に、その他、事務局から報告等があればお願いいたします。

[発言する人なし]

◇
◎次回開催日程について

◇教育長 なければ、次回教育委員会の日時を決めたいと思います。

[次回開催日程について協議]

◇
◎閉会の宣告

◇教育長 これもちまして教育委員会定例会を閉会といたします。

【午後2時12分閉会】